

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う
工事成績評定の取扱いについて（お知らせ）

平成 31 年 3 月 5 日
広島県土木建築局

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う工事成績評定の取扱いについてお知らせします。

1 内容

工事成績評定については、原則として 1 件の請負代金額が 500 万円以上の土木工事を対象としていますが、平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う災害復旧工事又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）については、原則として 1 件の請負代金額が 3,500 万円以上の土木工事を成績評定の対象とします。（対象工事であることを特記仕様書に明示します）

ただし、1 件の請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満の工事について、受注者から、契約後速やかに当該工事の評定を希望する旨を記載した工事打合せ簿が提出された場合は、評定の対象とします。

また、この取扱いに基づき評定の対象外とした工事については、変更契約により 3,500 万円以上になった場合も、評定の対象としません。

なお、これらの取扱いの対象となる工事については、特記仕様書に明示します。

2 施行期日

平成 31 年 3 月 1 日以降に指名・公告する工事から適用します。

なお、1 件の請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満の既発注の災害復旧工事等についても、受発注者の協議により、評定の対象外とすることができることとします。